

## 埼玉県住宅供給公社建設工事総合評価方式実施要綱

平成23年4月20日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事の請負契約において、価格及びその他の条件が公社にとって最も有利になるものをもって申込みをした者を、落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする

### (対象工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、理事長が選定する。

### (総合評価の方法)

第3条 所管部室長は、対象工事の目的及び内容に応じ、総合評価方式の選択、工事価格以外の評価対象とする項目（以下「評価項目」という。）及び配点の設定等を定めるものとする。

2 前項の総合評価の方法を定めるに当たっては、あらかじめ本社に設置された入札参加資格審査委員会（工事請負等指名業者選定委員会をもってこれに代えることができる。）において審議するものとする。

### (学識経験者の意見の聴取)

第4条 所管部室長は、総合評価の評価項目の選定及び評価に当たり、専門的でかつ高度な知識が特に必要と判断する場合には、あらかじめ学識経験者の意見を聴くものとする。

### (その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成23年4月20日から施行する。